

議案第24号

長岡市個人情報保護条例の一部改正について

長岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第14号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第46条中「（平成15年法律第57号）第2条第5項」を「第16条第2項」に、「第76条第1項各号」を「第57条第1項各号」に改める。

第47条第6項中「第43条」を「第146条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第25号

長岡市コミュニティセンター条例の一部改正について

長岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

長岡市コミュニティセンター条例（平成15年長岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

長岡市寺泊コミュニティセンター	長岡市寺泊敦ヶ曾根551番地
-----------------	----------------

を

長岡市寺泊コミュニティセンター	長岡市寺泊敦ヶ曾根551番地
長岡市とちおコミュニティセンター	長岡市中央公園1番67号

に改める。

別表第3に次のように加える。

長岡市中之島コミュニティセンター	長岡市中之島コミュニティセンター上通分室	長岡市中之島6105番地
	長岡市中之島コミュニティセンター中通分室	長岡市横山甲715番地
	長岡市中之島コミュニティセンター中野分室	長岡市中野中甲1674番地2
	長岡市中之島コミュニティセンター中条分室	長岡市中之島中条丙11番地1
	長岡市中之島コミュニティセンター信条分室	長岡市中条新田68番地
	長岡市中之島コミュニティセンター西所分室	長岡市中西1603番地
	長岡市中之島コミュニティセンター三沼分室	長岡市赤沼265番地1

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年5月1日から施行する。

議案第26号

長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田 達 伸

長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「、及び特定職に引き続き」を「及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第22条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第26条を第28条とし、第25条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第26条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事実を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に定める措置のほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第27号

長岡市ふるさと創生基金条例の一部改正について

長岡市ふるさと創生基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市ふるさと創生基金条例の一部を改正する条例

長岡市ふるさと創生基金条例（平成17年長岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算に定めるところによる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第28号

長岡市公民館条例の一部改正について

長岡市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市公民館条例の一部を改正する条例

長岡市公民館条例(昭和53年長岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、長岡市中之島公民館中之島第一分館」を削る。

別表第1長岡市中之島公民館の項を削り、同表長岡市枳尾公民館の項中「長岡市中央公園1番36号」を「長岡市金町2丁目1番5号」に改める。

別表第2長岡市中之島公民館の部を削り、同表長岡市川口公民館の部長岡市川口公民館西川口分館の項中「長岡市西川口1605番地」を「長岡市西川口1602番地」に改める。

別表第3中2の表を削り、3の表を2の表とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第29号

長岡市川口地域集会施設条例の一部改正について

長岡市川口地域集会施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市川口地域集会施設条例の一部を改正する条例

長岡市川口地域集会施設条例（平成22年長岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条の表西川口集落開発センターの項中「長岡市西川口1605番地」を「長岡市西川口1602番地」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第30号

長岡市保育園条例の一部改正について

長岡市保育園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市保育園条例の一部を改正する条例

長岡市保育園条例(平成13年長岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。
別表長岡市立中之島保育園の項及び長岡市立こしじ保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第31号

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

長岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第32号

長岡市国民健康保険条例の一部改正について

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長岡市国民健康保険条例（昭和34年長岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「第19条」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第1号ウ中「法第81条の2第4項」を「法第81条の2第5項」に、同号エ中「法第81条の2第9項第2号」を「法第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「法第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第13条第1項中「第22条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改める。

第15条の5中「63万円」を「65万円」に改める。

第15条の5の2中「第19条」の次に「及び第19条の3」を、同条第2号イ中「法第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の5の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第18条中「第19条第1項各号」を「次条第1項各号」に改める。

第19条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に改め、同項第1号中「(昭和40年法律第33号)」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「第3項各号」を「前項各号」に改める。

第19条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の5又は第15条の

5の8」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条又は第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の5又は第15条の5の8」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条の5、第15条の5の10、第19条及び第19条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第33号

長岡市内水面漁業振興施設条例の廃止について

長岡市内水面漁業振興施設条例を廃止する条例を次のように定める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市内水面漁業振興施設条例を廃止する条例
長岡市内水面漁業振興施設条例（平成17年長岡市条例第122号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第34号

長岡市道路占用料徴収条例の一部改正について

長岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

長岡市道路占用料徴収条例（昭和40年長岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	43
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		58
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		290
	外径が1メートル以上のもの		580

を

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	43		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		58		
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120		
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		290		
	外径が1メートル以上のもの		580		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年	3
					10

	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき 1年	770
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	480
		地下に設けるもの		290
	その他のもの			960

に、「法第32条第1項第3号及び第4号」を「法第32条第1項第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

議案第35号

長岡市消防団条例の一部改正について

長岡市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市消防団条例の一部を改正する条例

長岡市消防団条例（昭和39年長岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し及び第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第2項中「前項の報酬」を「年額報酬」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「費用弁償」を「出動報酬」に改め、同条に次の2項を加える。

2 出動報酬は、各年度の四半期ごとに区分して、それぞれの四半期分をまとめて当該四半期の末日の属する月の翌々月に支給する。

3 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、出動報酬を繰り上げて、又は繰り下げて支給することができる。

第10条に見出しとして「（費用弁償）」を付する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

階級		年額報酬の額
団長		96,000円
副団長		69,000円
分団長		50,500円
副分団長		45,500円
部長		41,000円
班長		37,000円
団員	一般団員	36,500円
	特別団員	7,300円

別表第2火災の予防、警戒、鎮圧及び風水害その他災害の防御等の消防活動の項中「2,800円」を「4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の長岡市消防団条例の規定は、令和4年度分の報酬及び費用弁償から適用し、令和3年度分までの報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

議案第36号

市道路線の認定及び変更について

市道路線を次のとおり認定及び変更する。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
深才302号線	深沢町字上ノ山2987番1地先		12.0~18.5	図1 ア~イ
	深沢町字上ノ山2984番4地先		74.7	

変 更 調 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	上川西185号線	蓮潟二丁目140番地先		3.1~8.8	図2 ア~イ
		蓮潟町字五郎作724番地先		915.3	
新	上川西185号線	蓮潟二丁目140番地先		5.9~8.8	図2 ア~ウ (803.0m廃止)
		蓮潟町字五郎作236番地先		112.3	

議案第37号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
道路改良工事 (市道越路191 号線ほか)	道路改良 延長 72.5メートル 幅員 15.5メートル	変更前 149,647,300円 変更後 158,155,800円	長岡市宝4丁目 2番地25 ダイエー・平野2 活建第3号道路改 良特定共同企業体

議案第38号

財産の処分について

次のとおり土地を処分する。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

- 1 土地の表示
別紙のとおり
- 2 処分の目的
旧市営牧場敷地を売却するため
- 3 処分子定価格
56,385,000円
- 4 契約の相手方
阿賀野市保田5597番地
株式会社 圓山

別紙

所在地	地番		区分	種目	数量
長岡市栖吉町字岩野	3149		土地	牧場	21,390.65 平方メートル
〃	3149	2	〃	〃	3,237.44 平方メートル
〃	3157		〃	〃	2,585.70 平方メートル
〃	3162		〃	〃	7,649.63 平方メートル
〃	3166		〃	〃	64,556.97 平方メートル
〃	3426	14	〃	〃	98.97 平方メートル
〃	3504	5	〃	〃	179.18 平方メートル
〃	3504	6	〃	〃	137.16 平方メートル
〃	3529	4	〃	〃	90.55 平方メートル
〃	3529	5	〃	〃	27.47 平方メートル
〃	3529	6	〃	〃	70.31 平方メートル
〃	3532	1	〃	〃	257.94 平方メートル
〃	3533	1	〃	〃	114.78 平方メートル
〃	3533	2	〃	〃	28.46 平方メートル
〃	3539	1	〃	〃	132.11 平方メートル
〃	3539	2	〃	〃	36.01 平方メートル
〃	3539	3	〃	〃	67.64 平方メートル
〃	3554	4	〃	〃	61.25 平方メートル
〃	3586		〃	〃	1,201.75 平方メートル
〃	3587		〃	〃	1,116.01 平方メートル
〃	3588		〃	〃	1,303.07 平方メートル
〃	3589		〃	〃	602.34 平方メートル
〃	3590		〃	〃	927.07 平方メートル

所在地	地番	区分	種目	数量
長岡市栖吉町字岩野	3591		土地 牧場	614.23 平方メートル
〃	3592		〃 〃	872.94 平方メートル
〃	3596		〃 〃	2,041.94 平方メートル
〃	3606		〃 〃	1,244.19 平方メートル
〃	3623 1		〃 〃	3,598.53 平方メートル
〃	3637		〃 〃	2,870.15 平方メートル
〃	3652 1		〃 〃	1,744.19 平方メートル
〃	3655 2		〃 〃	459.17 平方メートル
〃	3662 のうち		〃 〃	423.87 平方メートル
〃	3665 のうち		〃 〃	718.26 平方メートル
〃	3674 1のうち		〃 宅地	1.64 平方メートル
〃	3676		〃 牧場	166.11 平方メートル
〃	3677		〃 〃	232.26 平方メートル
〃	3678 2		〃 〃	463.64 平方メートル
〃	3680 2		〃 〃	527.93 平方メートル
〃	3681 のうち		〃 〃	1,936.61 平方メートル
〃	3683		〃 〃	1,392.31 平方メートル
〃	3684		〃 〃	908.77 平方メートル
〃	3685 1		〃 〃	591.51 平方メートル
〃	3685 2		〃 〃	269.12 平方メートル
〃	3686 のうち		〃 〃	578.24 平方メートル
〃	3687 1のうち		〃 〃	562.58 平方メートル
〃	3687 2のうち		〃 〃	397.63 平方メートル

所在地	地番		区分	種目	数量
長岡市栖吉町字岩野	3688	のうち	土地	牧場	41.05 平方メートル
〃	3688	1のうち	〃	宅地	10.30 平方メートル
〃	3733	1のうち	〃	牧場	479.75 平方メートル
長岡市栖吉町字山道	9913		〃	〃	1,104.56 平方メートル
合計	50筆				130,123.94平方メートル

議案第39号

財産の無償譲渡について

次のとおり建物（建物に付属する物品を含む。）を無償譲渡する。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

- 1 名称
長岡市立中之島保育園

2 建物の表示

所在地	構造	数量
長岡市中之島430番地1	鉄筋コンクリート造り 2階建て	1,027.15平方メートル

- 3 無償譲渡の目的
長岡市立中之島保育園の民営化に伴う譲渡

- 4 無償譲渡の相手方
長岡市新栄町3丁目3番13号
社会福祉法人 芳香稚草園

- 5 譲渡日
令和5年4月1日

議案第40号

財産の無償譲渡について

次のとおり建物（建物に付属する工作物及び物品を含む。）を無償譲渡する。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

- 1 名称
長岡市立こしじ保育園

2 建物の表示

所在地	構造	数量
長岡市浦4800番地	鉄筋コンクリート造り 平家建て	1,608.00平方メートル

- 3 無償譲渡の目的
長岡市立こしじ保育園の民営化に伴う譲渡

- 4 無償譲渡の相手方
長岡市蔵王1丁目8番15号
社会福祉法人 王神福社会

- 5 譲渡日
令和5年4月1日

議案第41号

小千谷市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

長岡市及び小千谷市の間において平成21年12月21日に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を次のとおり変更するため、長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例（平成21年長岡市条例第38号）の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

平成21年12月21日付けで長岡市（以下「甲」という。）と小千谷市（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第3号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 取組の内容

誰もが分け隔てなくスポーツに親しむことができる環境づくりを目指し、スポーツ指導者を養成及び活用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長 岡 市
長 岡 市 長

乙 小 千 谷 市
小 千 谷 市 長

議案第42号

見附市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

長岡市及び見附市の間において平成21年12月21日に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を次のとおり変更するため、長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例（平成21年長岡市条例第38号）の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

平成21年12月21日付けで長岡市（以下「甲」という。）と見附市（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第3号アを次のように改める。

ア 取組の内容

誰もが分け隔てなくスポーツに親しむことができる環境づくりを目指し、スポーツ指導者を養成及び活用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長 岡 市
長 岡 市 長

乙 見 附 市
見 附 市 長

議案第43号

出雲崎町との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

長岡市及び出雲崎町の間において平成21年12月21日に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を次のとおり変更するため、長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例（平成21年長岡市条例第38号）の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

平成21年12月21日付けで長岡市（以下「甲」という。）と出雲崎町（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第3号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 取組の内容

誰もが分け隔てなくスポーツに親しむことができる環境づくりを目指し、スポーツ指導者を養成及び活用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長 岡 市
長 岡 市 長

乙 出 雲 崎 町
出 雲 崎 町 長

議案第44号

公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡地域定住自立圏を構成する長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で平成22年3月26日に締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定書

平成22年3月26日付けで長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間において締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から適用する。

第1条 別表集会・文化施設の表長岡市の項中

「 | 長岡市栃尾市民会館 | 長岡市中央公園1番40号 |
| 長岡市栃尾文化センター | 長岡市中央公園1番36号 | 」を削る。

第2条 別表集会・文化施設の表長岡市の項中

「 | 長岡市中之島文化センター | 長岡市中之島3807番地3 | 」を
「 | 長岡市中之島文化センター | 長岡市中之島3807番地3 |
| 長岡市栃尾地域交流拠点施設 | 長岡市中央公園1番67号 | 」に改める。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、構成市町がそれぞれ記名押印の上、各自1通保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

小千谷市長

見附市長

出雲崎町長

議案第45号

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡市及び三条市の間で平成29年3月30日に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和4年3月4日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部
を変更する協定

平成29年3月30日付けで長岡市（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）との間に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から適用する。

第1条 別表集会・文化施設の表長岡市の項中

「	長岡市栃尾市民会館	長岡市中央公園1番40号	」
「	長岡市栃尾文化センター	長岡市中央公園1番36号	」

を削る。

第2条 別表集会・文化施設の表長岡市の項中

「	長岡市中之島文化センター	長岡市中之島3807番地3	」
「	長岡市中之島文化センター	長岡市中之島3807番地3	」
「	長岡市栃尾地域交流拠点施設	長岡市中央公園1番67号	」

に改め、
同表図書館の表長岡市の項中「長岡市中央公園1番36号」を「長岡市中央公園1番67号」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

三条市長